

議第15号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和2年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

令和2年2月13日に発出された「行政文書における性別記載欄の見直しについて」(人権第142号)により、性別記載欄見直しに関する対応依頼があったことから、関連する規定を整備する必要があるため。

- ・性別の選択又は記入に当たり、自認する性と異なる性別を選択等することへの抵抗感等があるなど、精神的な苦痛を感じている性的少数者への理解や配慮の観点から、性別記載欄が無くても支障がない文書については性別記載欄を削除するよう依頼があったことに伴い、所要の規定を整備するもの

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百呂十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

令和2年2月13日に発出された「行政文書における性別記載欄の見直しについて」（人権第142号）により、性的少数者への理解や配慮の観点から、性別記載欄が無くても支障がない文書については、性別記載欄を削除するよう依頼があった。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 改正の内容

- ・教員免許状の申請の際に提出する履歴書様式から、性別記載欄を削除（別記第5号様式）。
- ・非常勤講師任命等届出書様式から、性別記載欄を削除（別記第15号様式の2）。
- ・特別免許状推薦書様式から、性別記載欄を削除（別記第18号様式）。

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和二年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条—第12条の2、第22条関係）

履歷書

業 務	年　月　日	勤　務　内　容	備　考
賞 罰	年　月　日	内　容	備　考

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　　名

- (注) 1 「免許状」欄は、所有する教員の免許状、看護師の免許、保健師の免許及びその他教員としての基礎資格に關係のある免許について全部記入すること。
- 2 「審印」欄は、不要なものを抹消し、有効期限の満了の日については、法第9条第1項、第2項若しくは第4項又は第9条の2第4項若しくは第5項に規定する有効期間の満了の日のうち最も遅い日を記入すること。
- 3 「学歴」欄は、小学校入学から最終学歴の卒業まで記入し、「備考」欄には、何年制、何年在学と明記すること。
- 4 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職（休職、退職には、その理由）等を記入し、実務経験等により申請する者は、営業、從業、転座業、業務内容等を明確に記入すること。
- 5 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

別記第十五号様式の一及び別記第十八号様式中
「男・女」を「年齢」に改
める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

(新)

目次
略

第一章から第五章まで
略

付 則 略

別記第1号様式から第4号様式まで
略

(旧)
目次
略

第一章から第五章まで
略

付 則 略

別記第1号様式から第4号様式まで
略

(旧)

第5号様式(第9条—第12条の2、第22条関係)

履歴書

本籍地(初姓氏名)			
住所			
(ふりがな) 氏名 (旧氏名)		生年月日	年 月 日
免許状	授与年月日	種類	授与条件
		教科又は 特別支援 教育領域	番号
			授与権者
※ 有効期間の満了の日			
年 月 日			
修了種認期限	年 月 日	学校名	部科名
			入学、卒業、修了、 中退、休学、転学別
			備考

第5号様式(第9条—第12条の2、第22条関係)

履歴書

本籍地			
(都道府県名)			
住所			
(ふりがな) 氏名 (旧氏名)			
		年 月 日	性別
免許状	授与年月日	種類	授与条件
		教科又は 特別支援 教育領域	番号
			授与権者
※ 有効期間の満了の日			
年 月 日			
修了種認期限	年 月 日	学校名	部科名
			入学、卒業、修了、 中退、休学、転学別
			備考
学業			
業			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

- (注) 1. 「免許」欄は、所有する医療の専門資格、看護師の免許、保健師の免許及びその他の教員としての基礎資格に關するもの並記して、全部記入する事とする。
 2. 記印欄は、不要のあるものを抹消して、有効期間満了の日について、法定9年第1項、第2項若しくは第4項又は第9条の2第4項若しくは第9条項に規定する有効期間満了の日のうち最も遅い日を記入すること。
 3. 「学年」欄は、小学校入学から最終学年までの記入し、「欄には...何年制、何年(化学と明記すること)」
 4. 「業種」欄は、就職、就任、兼務、非常勤、非常勤、就職、退職(休職、退職には、その理由)等を記入し、其他の略語等により申請する者は、業種、從業、就職、業種、業種内容等を明確に記入すること。
 5. 「書類」欄は、その提出、官公署等を記入すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

四

- (注) 1 「免状」欄は、所持する教員の免許状、看護師の免許、保健師の免許及びその他の教員としての憑據
書類に關係のある免許について全部記入すること。
2 沿用欄は、不要なものを削除し、有効期限の満了の日について、法律の第1項、第2項若しくは第4項又は第9条の第4項若しくは第5項に規定する有効期間の満了の日のうち最も遅い日を記入すこと。
3 「卒業」欄は、小学校一般から最終学年の卒業まで記入し、舊者には何年卒業、何年在学と明記すること。
4 「業務」欄は、就業、就職、転勤、休業、兼務、休職、退職(休)、退職に於ける理由等を記入し、其の上に「就業登録」により申請する者は、業務、從業、医務監修、業務内容等を明確に記入すること。
5 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

第15号様式の2(第19条、第22条関係)

非常勤講師任命等届出書

年月日

岐阜県教育委員会様

任命権者又は雇用者

印

教育職員免許法第3条の2第1項に規定する非常勤の講師を下記のとおり任命(雇用)したいので、
同条第2項の規定により届け出ます。

記

設置者及び 学校名		
氏名	年齢	歳
職業		
特技・資格		
教授又は実習 を担任させる 事項の内容		

第15号様式の2(第19条、第22条関係)

非常勤講師任命等届出書

年月日

岐阜県教育委員会様

任命権者又は雇用者

印

教育職員免許法第3条の2第1項に規定する非常勤の講師を下記のとおり任命(雇用)したいので、
同条第2項の規定により届け出ます。

記

設置者及び 学校名		
氏名	男・女	歳
職業		
特技・資格		
教授又は実習 を担任させる 事項の内容		
教授又は実習を 担任させる期間	年月日から	年月日まで
教授又は実習を 担任させる理由		

第18号様式（第10条の2、第22条関係）

(規範文書)

特別免許状推薦書

年月日

岐阜県教育委員会様

任命権者又は雇用者

印

下記の者について、教育職員免許法第5条第4項の規定により推薦します。

記

学校名			
氏名	年齢	歳	
最終学歴			
推薦の理由	担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について 学校教育の効果的な実施に認められる必要性について		
採用予定年月日			

第18号様式（第10条の2、第22条関係）

(規範文書)

特別免許状推薦書

年月日

岐阜県教育委員会様

任命権者又は雇用者

印

下記の者について、教育職員免許法第5条第4項の規定により推薦します。

記

学校名			
氏名	男・女	歳	
最終学歴			
推薦の理由	担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について 学校教育の効果的な実施に認められる必要性について		
採用予定年月日			

別記第19号様式から第24号様式まで 略

別記第19号様式から第24号様式まで 略

付表第1から第7まで 略

付則付表第1から第13まで 略

付表第1から第7まで 略

付則付表第1から第13まで 略

略